

## 自然環境保全地域制度の概要について

### 1 自然環境保全地域の指定等について

自然環境保全地域は、自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例第 20 条第 1 項の規定によって知事が指定するもので、すぐれた天然林や貴重な動植物の自生地など貴重な自然環境を有する地域を将来にわたって保全しようとする制度であり、これまでに県内 13 地域、総面積 261.08ha を指定しています。

なお、既に自然公園等に指定されているところは、自然環境保全地域に指定できません。

#### (1) 指定要件 (条例第 20 条)

優れた天然林 (10ha 以上)

特異な地形、地質 (1 ha 以上)

自然環境が優れた状況を維持している海岸、湖沼、河川、湿原等 (1 ha 以上)

野生動植物の生息地、自生地で、その区域における自然環境が前記の区域における自然環境に相当する程度を維持しているもの。(1 ha 以上)

#### (2) 自然環境保全地域の地区区分と規制内容

保全地域	特別地区	生態系維持のため特に保全を図る地区
	野生動植物保護地区	特定の野生動植物を保護する地区
	普通地区	保全地域の区域のうち特別地区に含まれない区域

### 2 自然環境保全地域内における行為の規制等について

#### (1) 行為の規制

自然環境保全地域内を特に保全を図るべき地域を特別地区に、それ以外の地域を普通地区に区分し、それぞれ許可や届出により規制し、自然環境保全地域内の自然環境の保全を図る。

自然環境保全地域	特別地区	要許可	建築物等の新築・改築・増築 宅地の造成等土地の形質の変更 鉱物の掘採、土石の採取 木竹の伐採 等
	野生動植物保護地区	禁止	特定の野生動植物の捕獲・殺傷、採取・損傷
	普通地区	要届出	一定規模を超える建築物等の新築・改築・増築 宅地の造成等土地の形質の変更 鉱物の掘採、土石の採取 等

#### (2) 保全事業等

解説版の設置などの保全事業、維持管理事業を実施し、良好な自然環境の保全に努める。

## 自然環境保全地域一覧

### 1) 指定済み13地域

	名称	所在地	要件	特 質 (主な種等)	指 定 年月日
1	れんげじじそう 蓮華寺寺叢	あま市		自然堤防及び常緑広葉樹林 (シャシノホ、カ)	S50.1.31
2	たのしりしつげん 田之土里湿原	豊田市		中間湿原(モクシゴケ、ササノ、 ハツコトホ)	S50.1.31
3	こまきおおやま 小牧大山	小牧市		常緑広葉樹林 (シイ、カ、ク)	S51.10.15
4	あおとりやま 青鳥山	吉良町		はんれい岩地帯 (ハルイ岩、電気石)	S51.10.15
5	きちじょうさん 吉祥山	豊橋市 新城市		角閃石片岩からなる特異地質 (カセツキケンガン)	S51.10.15
6	いくまじんじやしやそう 伊熊神社社叢	豊田市		針広混交林 (コアサダ、ユザサ)	S52.4.22
7	こづみにしいけ 小堤西池	刈谷市		ササノタの群落 (ササノタ)	S53.3.24
8	おおぬま 大沼	豊根村		落葉広葉樹林 (クナ、アサダ)	S53.3.24
9	しろとりやま 白鳥山	設楽町		岩礫地特有の植生及び特異 地質(水晶、コヤマキ)	S54.3.2
10	ちはらざわ 茅原沢	岡崎市		落葉広葉樹林 (ヒメシャラ、オズミ)	S59.3.28
11	いっちょうだしっち 壱町田湿地	武豊町		湿地植物群落等 (シロバナガハノイモソウ)	H11.2.26
12	やまなかはちまんぐう 山中八幡宮	岡崎市		常緑広葉樹林 (クリミナキ、オカユヅギ等)	H16.2.27
13	かいしょ もり 海上の森	瀬戸市		貧栄養湿地の植生等 (シデコブシ、サクラハシロキ)	H18.3.24
	計 13 地域	12 市町村	要件 優れた天然林(10ha以上) 特異な地形、地質(1ha以上) 自然環境が優れた状態を維持している海岸、 湖沼、湿原、河川(1ha以上) 野生動植物の生息地、自生地等(1ha以上)		

### 2) 新規指定地域

	名称	所在地	要件	特 質 (主な種等)	指 定 年月日
1	とうごくさん 東谷山	名古屋市		常緑広葉樹林(ダシイ等) 湿地の植生(シデコブシ等)	H22.4.2
2	とりでやま 砦山	豊根村		三河山間部の自然林 (モミ、ツガ等)	H22.4.2